

(平成27年3月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から同年6月まで

私は、平成7年6月に結婚した後、具体的な時期は覚えていないが、当時居住していた市の市役所で国民年金の加入手続及び第3号被保険者への種別変更の手続を行い、申立期間の国民年金保険料をまとめて市役所で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄に「平成7年8月21日受付」と記載があること、及び当該記号番号より前の記号番号の第3号被保険者に係る資格取得日から、平成7年8月頃に払い出されたと推認でき、当該払出時点では、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能である。

また、上記年金手帳の国民年金の記録欄には、資格取得日「平成7年4月1日」、資格喪失日「平成7年7月5日」と記載されていることから、申立期間の保険料の納付書は作成されていたと推認でき、申立期間の保険料は当該納付書で現年度納付することが可能である上、申立人は申立期間の保険料の納付額は3万円くらいかそれ以上だったと述べており、当該期間の保険料の納付額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 12 月 22 日は 25 万円、16 年 7 月 20 日は 18 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 22 日
② 平成 16 年 7 月 20 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間は給付に反映されない記録となっているので、年金額の計算の基礎となる記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった平成 15 年度冬季賞与及び 16 年度夏季賞与の各資料（原本）により、申立人は、申立期間において同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賞与資料において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、平成 15 年 12 月 22 日は 25 万円、16 年 7 月 20 日は 18 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月から51年3月まで

私は、20歳になってからの国民年金保険料を納付していなかったため、国民年金の未納分が納付できるキャンペーン期間中に、母に2万数千円の現金を渡し、申立期間の保険料を納付してもらった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、昭和53年6月に払い出されており、同年6月時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができず、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、上記の手帳記号番号が払い出された月の翌月から第3回特例納付制度が実施されており、当該制度を利用して申立期間の保険料を納付することは可能であるものの、当該制度を利用した場合の申立期間の保険料額は10万円であり、申立人が申立人の母親に保険料として渡したとする2万数千円と大きく相違する。

さらに、申立人と2番違いで手帳記号番号が払い出されている申立人の兄についても、申立期間を含む昭和51年3月以前の保険料は未納である。

そのほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 6 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 6 月から平成 3 年 3 月まで
私の母は、私が大学生で 20 歳になった昭和 63 年*月頃に、市役所から国民年金加入のお知らせがきたので、私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。母は、当時の年金手帳を所持していたが、新しい手帳が送られてきたときに処分している。申立期間の保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が 20 歳になった昭和 63 年*月頃に、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録の資格取得記録の処理日から平成 3 年 5 月頃に払い出されたと推認でき、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人は、当該手帳記号番号が払い出されるまで国民年金に加入しておらず、申立人の母親は、申立期間の保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

そのほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月から53年3月まで

私は、昭和57年4月頃に区の出張所で国民年金の加入手続を行った際、区の職員から「学生時代の国民年金は免除期間に当たるため、10年以内であれば国民年金保険料を追納することができる。」という話を聞いたので、後日、同出張所で大学生だった申立期間の保険料を一括で追納した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、区の職員から「学生時代の国民年金は免除期間に当たるため、10年以内であれば国民年金保険料を追納することができる。」という話を聞いたと述べているが、制度上、学生は、平成3年3月まで任意加入適用被保険者であり、任意加入被保険者は保険料の免除申請を行うことができないことから、申立人が申立期間において学生であった場合は、申立期間は保険料の免除期間とはならず、申立期間の保険料を追納することはできない。

なお、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、昭和57年4月に払い出されており、オンライン記録上、申立期間は強制加入被保険者期間として管理されているが、当該払出時点では、制度上、申立期間に遡って保険料の免除申請を行うことはできない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を追納したことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料を追納したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年8月から62年3月までの期間及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年8月から62年3月まで
② 昭和62年6月

私は、20歳になった頃に、父から、「20歳になったら任意だけれど国民年金に加入できるので、加入するなら手続はしてあげるし、学生なので保険料も払ってあげる。」と言われ、父に国民年金への加入手続を頼んだ覚えがあるので、父は、私が20歳になった昭和61年*月頃に私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が昭和61年*月頃に申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずであると述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号の前後の記号番号に係る任意加入被保険者の資格取得日から62年10月頃に払い出されたと推認でき、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人は、当該手帳記号番号が払い出されるまで国民年金に加入しておらず、申立期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする父親から聴取することができないことから、加入手続及び保険料納付の状況は不明である。

そのほか、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東東京国民年金 事案 14108 (事案 12871 及び 13949 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成 12 年 7 月から 13 年 5 月までの期間、14 年 3 月及び同年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、13 年 6 月から 14 年 2 月までの期間の保険料を重複して納付していたものとは認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 12 年 7 月から 13 年 3 月まで
② 平成 13 年 4 月及び同年 5 月
③ 平成 13 年 6 月から 14 年 2 月まで
④ 平成 14 年 3 月及び同年 4 月

私は、平成 12 年 7 月に厚生年金保険適用事業所を退職した後、市役所出張所で国民年金及び国民健康保険の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を同出張所で毎月納付していた。申立期間①の保険料が免除とされていることに納得できない。

また、私は平成 13 年 4 月に会社に再就職したが、入社時に社会保険加入の説明が無く、健康保険被保険者証をもらえなかったので、厚生年金保険には未加入であると思ひ、国民年金保険料及び国民健康保険税を納付していた。14 年 3 月の再就職先の会社も上記と同様であったので、国民年金保険料を継続して納付していた。申立期間②及び④については、厚生年金保険に加入していることが分かったので、当該期間の保険料が還付されていないことに納得できない。

さらに、私は平成 14 年 7 月に転居して両親と同居したが、社会保険事務所（当時）の職員から保険料に未納があるので納付するよう督促され、私の父親と私が申立期間③の保険料を納付したが、申立期間③の保険料は前住地で私が既に納付していたので、当該期間の保険料を重複して納付したことになる。申立期間③の保険料が還付されていないことに納得できない。

前回までの申立てで記録訂正が認められなかったが、私が陳述している事実と第三者委員会の判断理由とは相当かけ離れており、第三者委員会がオンライン記録と憶測を繰り返していて、私の申立てが認められないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、i) 申立期間①については、申立人が当時居住していた市の国民年金被保険者名簿では申請免除期間とされているほか、免除申請日及び処理年月日がオンライン記録で確認できること、ii) 申立期間②及び④については、申立人は当該期間の国民年金保険料及び国民健康保険税を継続して納付していたと説明しているが、申立人が当時居住していた市の「国民健康保険被保険者資格の取得・喪失履歴」で、申立人は厚生年金保険被保険者資格取得に伴う国民健康保険の資格喪失手続を行っていることが確認できるほか、当該期間に係る厚生年金保険の資格取得記録等がオンライン記録で確認でき、申立人の説明と相違していること、iii) 申立期間③については、申立人は、現在も居住する市を管轄する社会保険事務所（当時）が発行した「国民年金保険料納付状況証明書」並びに平成14年1月及び同年2月分の保険料の領収証書を提出しているが、当該証明書及び領収証書からは申立人及びその父親が当該期間の保険料を重複して納付したことはうかがえないほか、当該期間のうち13年6月から同年12月までの期間の保険料の重複納付をしていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明であること、iv) 申立人の希望により実施した口頭意見陳述において申立人が提出した資料についても、申立期間の保険料を納付していたことを示す資料とは言えないことなどを理由として、既に年金記録確認A地方第三者委員会（当時。以下「A委員会」という。）の決定に基づき、平成24年2月22日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して申立人は、オンライン記録のみで結論を出されても納得できないなどとして再度申立てを行い、申立期間当時に居住していた市の「国民健康保険税 収納状況一覧表」を提出しているが、A委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、申立人の希望により再度実施した口頭意見陳述においても、申立人が申立期間①、②及び④の保険料を納付し、申立人及びその父親が申立期間③の保険料を重複して納付していたことをうかがわせる事情の説明や新たな資料の提出は無く、そのほかにA委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、既に年金記録確認関東地方第三者委員会（以下「関東委員会」という。）の決定に基づき平成26年4月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「関東委員会が申立期間当時居住していた市に対しての照会文書とその回答」及び「国民年金被保険者名簿」を資料として提出しているが、当該資料はA委員会及び関東委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認められないことから、申立人が申立期間①、②及び④の国民年金保険料を納付し、申立期間③の保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年4月から19年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月から17年10月まで
② 平成17年11月から18年2月まで
③ 平成18年3月から19年6月まで

私は、居住していたA区の区役所窓口で職員から「この収入では支払えないので免除手続きをしておきます。」と言われたので、申立期間の国民年金保険料の免除が認められているはずである。申立期間の保険料が未納及び充当とされ、免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、居住していたA区の区役所窓口で職員から「免除手続きをしておきます。」と言われたので、申立期間の国民年金保険料の免除が認められているはずであるとしているが、戸籍附票の記載内容によれば、申立人が同区に居住していたのは、平成20年6月から21年3月までの期間であり、免除承認期間は7月から翌年の6月までとされているため、最大限遡って免除申請ができるのは7月に手続きした場合に、前年の7月以降の期間であり、前年の6月以前の期間の免除申請をすることはできないことから、同区において、申立期間の国民年金保険料の免除申請をすることはできなかつたと考えられる。

また、平成14年4月から保険料の収納事務が国に一元化されたことに伴い、事務処理の機械化が一層促進されたことを踏まえると、記録の過誤があつたとは考え難い。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 3 月から平成元年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月から平成元年 9 月まで

私は、婚姻届を区に提出した昭和 63 年 3 月 * 日に元夫と一緒に国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は夫婦二人分を同年 12 月までは私が納付し、その後、平成元年 9 月までは元夫が納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録の申立人に係る国民年金被保険者資格取得の処理日から、平成 3 年 4 月頃に払い出されたと推認でき、当該払出時点では、申立期間のうち昭和 63 年 12 月以前の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、上記のように申立人の手帳記号番号は平成 3 年 4 月頃に払い出されたと推認されることから、この頃に申立人の国民年金の加入手続が行われたと考えられる上、申立人が元夫と一緒に加入手続を行ったと述べている昭和 63 年 3 月頃を含め、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間当時、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 6 月 21 日から平成元年 2 月まで
② 平成元年 3 月から 3 年 2 月まで
③ 平成 3 年 3 月から 9 年 8 月 1 日まで

申立期間①については、A社に昭和 61 年 6 月 21 日に復職し、本社において仕入担当責任者として勤務していた。その後、同社からのれん分けにより個人で独立して店舗を構えた申立期間②及び店舗数の増加に伴い法人化し、自分が代表取締役として勤務していた申立期間③については、独立した店舗が加入するB組合の担当者に社会保険の代行手続や給与から社会保険料の控除等を任せていた。

申立期間①から③までについて、厚生年金保険に加入していたのは確かなので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社は既に解散しており、当時の事業主も死亡しているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間①において、A社の厚生年金保険被保険者記録がある 28 人のうち、連絡先が判明した 20 人に申立人の勤務状況等について照会したところ、12 人から回答があり、そのうちの 5 人は申立人の記憶はあるものの、勤務期間及び厚生年金保険の取扱いについては分からないと回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立期間①にA社の厚生年金保険被保険者資格を取得した者の整理番号に欠番は見当たらないことから、社会保険事務所（当時）において、申立人の同社における厚生年金保険の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関

連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人は、勤務していたA社からのれん分けにより個人で独立し、C事業所を構えたとしているところ、厚生年金保険法上、厚生年金保険の被保険者は、適用事業所に使用される者に限られており、個人事業主である者は被保険者となることができない。

また、申立人と同様に、A社からのれん分けにより独立後、B組合に加入したと回答している3人は、当時の社会保険の取扱いについて、「独立後の期間は国民年金保険料を払っていた。」としている。

さらに、申立人は、当時、社会保険手続はB組合の担当者に任せていたと回答しているが、当該担当者は既に死亡していることから当時の社会保険の手続について照会することができない上、同組合は、「当組合では加工品などの一括仕入れ等を行っており、経理や社会保険等の手続は代行していない。当時、当組合に加入していた各店舗の経理等を代行していた事業所があり、申立人の事業所を担当していた者がいたが、既に亡くなっているため、社会保険についてどのようにしていたか分からない。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

- 3 申立期間③について、オンライン記録によると、D社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成9年8月1日であり、申立期間③は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、D社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得している従業員3人に、その日より前に同社において勤務した期間の厚生年金保険の加入取扱いについて照会したところ、二人から回答があり、一人は、「担当者から、いずれ厚生年金保険に切り替えるから、今は国民年金保険料を払っておくようにと説明を受けた。」と回答し、もう一人は、「厚生年金保険に加入するまで、国民年金に加入していた。」と回答していることから、申立期間③に厚生年金保険料が控除されていたとは考え難く、確認できる資料も無い。

このほか、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から③までについて、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月から40年4月まで
② 昭和40年1月から49年12月までのうち約1年間
③ 昭和40年1月から49年12月までのうち約1年間

A社に勤務していた申立期間①、B社に勤務していた申立期間②及びC社に勤務していた申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。当時、季節労働者として勤務していたことは確かなので、申立期間①から③までを厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社に季節労働者として勤務し、D班及びE班において、地下鉄のF駅及びG駅の建設工事に従事していたと申し立てしているところ、同社の回答から、同社が昭和35年6月から37年9月まで両駅の工事を請け負っていたことは確認できる。

しかしながら、A社は、「申立人について、在職した記録が無く、季節労働者を厚生年金保険に加入させていたかどうか不明であるため、勤務状況及び保険料控除については全て不明である。また、当時は、工長に率いられた「班」というものが多数あり、工長や数名の主要なメンバーは、厚生年金保険及び健康保険に加入していたが、多くの班員は、健康保険のみ加入し厚生年金保険には未加入であった。」と回答している。

また、申立人が記憶している上記の班長（工長）は連絡先が不明のため照会することができない上、申立期間①当時にA社H支店において厚生年金保険の被保険者であった者に照会したが、回答があった5名の中に申立人を記憶している者はおらず、そのうち労務事務担当者であった1名は、「季節労働者は、失業保険及び健康保険（I組合）に加入させていたが、厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答して

いる。

- 2 申立期間②について、申立人は、約1年間、季節労働者としてB社に勤務し、J鉄道の基礎工事に従事していたと申し立てている。

しかしながら、B社は、昭和53年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元代表取締役役に照会したが、回答が得られず、申立人の勤務状況及び保険料控除について確認できない。

また、B社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間②当時に厚生年金保険被保険者記録のある者のうち住所が確認できた8名に照会したところ、3名から回答が得られたが、いずれも申立人を記憶していないとしている。

さらに、上記事業所別被保険者名簿には、申立期間②において健康保険の番号に欠番は見当たらないことから、社会保険事務所（当時）において、申立人のB社における厚生年金保険の記録が欠落したとは考え難い。

- 3 申立期間③について、申立人は、約1年間、季節労働者としてC社に勤務し、K橋の基礎工事に従事していたと申し立てているところ、同社に勤務していた複数の従業員の回答から、同社が当該工事を請け負っていたことは確認できる。

しかしながら、C社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は、昭和40年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同年10月1日から49年12月までの期間は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、C社の当時の事業主は連絡先が不明であることから、照会を行うことができない上、上記事業所別被保険者名簿から、申立期間③当時に厚生年金保険被保険者記録のある者のうち住所が確認できた10名の従業員に照会したところ、5名から回答が得られたが、いずれも申立人を記憶していないため、申立人の同社における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、上記事業所別被保険者名簿には、申立期間③において健康保険の番号に欠番は見当たらないことから、社会保険事務所において、申立人のC社における厚生年金保険の記録が欠落したとは考え難い。

- 4 このほか、申立人の申立期間①から③までに係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 1 日から 46 年 3 月 31 日まで
A事業所に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同事業所に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間にB職として勤務していたとするA事業所については、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所になっていないことが確認できる。

また、当時のA事業所の代表者は既に死亡していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について照会することができないため、C法人D事業所（A事業所が平成4年の法人化後に改称）に照会したところ、「申立期間が古すぎて資料が残っておらず、在籍期間等の詳細は不明であるほか、保険料控除についても不明である。」と回答している。

さらに、申立人が記憶している同僚について、オンライン記録によると、申立期間にA事業所における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。